

地域 BWA のシステム多様化のための調査に対する回答内容の概要

【回答数：69 者 うち現地域 BWA 事業者 21 者】

項目	回答内容（概要）										
(1) 地域 BWA の利用を希望する理由	<p>おおむね次のような事項を理由として挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CATV サービス等の有線回線に加えて、無線 BB（高速無線インターネット）を組み合わせ、ユーザー利便性の向上を図る。 ・ 地域の防災ネットワークの強靭化 ・ 地域情報の充実 										
(2) 利用する技術（システムの名称）、周波数帯域	<table> <tbody> <tr> <td>① 従来の WiMAX 方式（10MHz システム）</td> <td>4 者</td> </tr> <tr> <td>② WiMAX R2.1AE（10MHz システム）</td> <td>42 者</td> </tr> <tr> <td>③ AXGP（20MHz システム）</td> <td>13 者</td> </tr> <tr> <td>④ ②又は③のいずれか</td> <td>8 者</td> </tr> <tr> <td>⑤ 検討中</td> <td>2 者</td> </tr> </tbody> </table>	① 従来の WiMAX 方式（10MHz システム）	4 者	② WiMAX R2.1AE（10MHz システム）	42 者	③ AXGP（20MHz システム）	13 者	④ ②又は③のいずれか	8 者	⑤ 検討中	2 者
① 従来の WiMAX 方式（10MHz システム）	4 者										
② WiMAX R2.1AE（10MHz システム）	42 者										
③ AXGP（20MHz システム）	13 者										
④ ②又は③のいずれか	8 者										
⑤ 検討中	2 者										
(3) 基地局整備の方針（参入希望時期並びに参入区域及び区域数）	<p>○ 参入希望時期 おおむね 2014 年度（平成 26 年度）の早期を希望している。</p> <p>○ 参入区域及び区域数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一の市町村をカバーするもの 19 者 ・ 同一県内の二以上の市町村をカバーするもの 42 者 ・ 同一総合通信局内の複数県内をカバーするもの 5 者 ・ 複数総合通信局内をカバーするもの 3 者 										
(4) 地域 BWA 高度化技術の計画の有無	<p>有 58 者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MIMO^{注1} 57 者 ・ キャリアアグリゲーション^{注2}（以下「CA」という。）56 者（うち全国事業者との CA 6 者） ・ その他 1 者 <p>無 10 者</p> <p>未定 1 者</p> <p>注1 MIMO(Multiple Input Multiple Output)：複数の送受信アンテナを用いることにより、空間多重を利用して伝送容量を拡大する通信方式</p> <p>注2 CA(Carrier Aggregation)：複数のキャリアを連続又は不連続に束ねることにより伝送速度を高速化する技術</p>										

<p>(5) 提供しようとする地域公共サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯セキュリティシステム ・ 自治体向け監視カメラ ・ 交通渋滞カメラ ・ 外国人観光客向け通信サービス 等 <p>ただし、自治体との協定を締結しているケースであっても、地域 BWA による実際のサービスについて自治体との調整は未着手又は途上であるものが多い。</p>
<p>(6) その他</p>	<p>○ 高度化技術に関する意見</p> <p>地域 BWA は、周波数帯が最大で 20MHz と限られており、更なる高度化技術として、全国事業者等との異免許人間の CA が必要。</p> <p>異業種間の CA には、当事者間の技術的な対応のほか、制度的な手当てが必要。</p> <p>制度面では電気通信事業の健全な発展と周波数の有効利用の観点から、検討の場を設け、慎重に対応されることを強く希望。</p> <p>○ 地域 BWA バンドの在り方に関する意見</p> <p>地域 BWA バンドは、地域に密着した地域事業者による地域の福祉の増進を図ることが主な目的と理解。地域 BWA バンドに係る免許審査のための新たな基準が設けられる際には、地域福祉への貢献等の度合いについて重視する仕組みとなるよう要望する。</p>

(注) 今回の調査の目的は、総務省において今後の免許事務の運用の参考とするためのものであり、また、本調査への回答により周波数の利用が認められるものではないことから、調査回答者の名称については掲載していません。